

養護教諭研修実施協議会設置要綱

埼玉県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県養護教諭研修実施要項第5に基づき、養護教諭研修実施協議会(以下「協議会」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研修に係る実施計画
- (2) 研修に係る研修計画
- (3) 研修に係る評価
- (4) その他実施上の諸問題

(構成)

第3条 協議会は、別記1に掲げる基準により、委員10名以内を持って組織する。

2 協議会に、委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、県立総合教育センター総合企画長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、県立学校部保健体育課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要な事項

(幹事会)

第7条 協議会は実務的な事項の検討を行う幹事会を設けることができる。

2 幹事会は総合教育センター及び県立学校部保健体育課の担当で構成する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- | | | |
|-------------|----|-----------|
| この要綱は、平成13年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要綱は、平成14年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要綱は、平成16年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要綱は、平成18年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要綱は、平成19年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要綱は、平成19年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要綱は、平成30年 | 4月 | 1日から施行する。 |

別記1 実施協議会委員

- 1 学校保健及び養護教諭教育に関する学識経験のあるもの(2名)
- 2 学校教育機関の職にあるもの(6名)
公立小学校校長会代表1名、中学校長会代表1名、高等学校長協会代表1名、特別支援学校長会代表1名、養護教諭会代表2名
- 3 教育行政機関の職にあるもの(2名)
総合教育センター総合企画長、県立学校部保健体育課長